

4. 誰もが健やかで助け合うまちづくり



4-1 健康づくりの推進

施策 1 健康づくりの推進

基本方針

すべての市民が生涯を通じて健康づくりに取り組み、健やかで心豊かに生活できるようなまちづくりの実現をめざして、さまざまな分野で施策を展開し、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防などを推進します。

現状と課題

① 健康志摩 21 の推進

「人が元気、まちが元気、イキイキと健やかに暮らせるまち」をめざし、平成 25 年度に策定した第 2 次志摩市健康増進計画「健康志摩 21」に基づき、各種施策を推進しています。今後もこの計画に基づき、関係機関や地域と連携して、子どもから高齢者まで生涯を通じた健康づくりが必要となっています。

② 健（検）診の受診率向上

生活習慣病予防のため、健康診査、がん検診などを実施するとともに、病院などと連携して健（検）診後の保健指導やフォローを実施しています。健（検）診の受診率は低下傾向にあるため、受診率向上のための取り組みが求められています。

③ 歯科保健対策

歯科医院や地域の関係機関などと連携を図り、歯科保健対策を計画的に推進しています。現在は保育所・幼稚園における子どものむし歯予防を推進していますが、今後は、生涯を通じてすべてのライフステージ（*）ごとの歯および口腔の健康を保つため、大人に対する歯周病疾患予防の推進も継続していく必要があります。

④ 志摩市食育推進計画の推進

平成 23 年 3 月に策定した志摩市食育推進計画に基づき、食を通じて市民一人ひとりが心身ともに健康で豊かな人間性を育み、元気に過ごせるよう取り組みを推進してきました。今後は、平成 28 年 3 月に策定した第 2 次志摩市食育推進計画に基づき、関係機関と連携して取り組みを推進する必要があります。

⑤ 自殺予防対策

志摩市は県内の他市町と比較して、自殺者割合が高くなっています。自殺予防も含めたこころの健康づくりとして、市民が精神保健やストレスマネジメントなどの知識を得て、適切に対応できるように対策を推進します。また、関係機関や地域との連携を強化することが必要となっています。

⑥ 母子保健の充実

志摩市母子保健計画に基づき、関係機関などと連携して、障がいや疾病の早期発見を含め、子どもの健やかな成長を推進していきます。また、保護者の育児不安の軽減に努め、育児力の向上を図ることが必要です。

施策展開上の重点化の視点

- 不妊治療などにかかる費用の助成や母子保健施策を充実させ、子どもを産みやすい環境や子育てしやすい環境の整備を推進し、人口減少対策に取り組んでいきます。

今後の取り組みの内容

①生涯を通じた健康づくりの推進	主な担当課
①-1 健康志摩 21 の推進 生 健康増進法に基づき策定した志摩市健康増進計画「健康志摩 21」の推進を図ります。	
①-2 主体的な健康づくりのための支援 生 健康づくりに関する情報の発信、ライフステージや市民の特性に応じた健康づくりの推進、健康づくりに関する団体間の連携を促進します。	
①-3 生活習慣病予防の推進 生 各種健（検）診の受診率の向上に取り組むとともに、精密検査の受診を促す取り組みに努めます。また、糖尿病をはじめとする生活習慣病の予防を推進します。	
①-4 歯科保健の推進 ライフステージに応じた歯科保健対策を推進し、フッ化物洗口などフッ化物を利用したむし歯予防、歯周病疾患予防を推進します。	
①-5 食育に関する取り組み 生 食育基本法に基づき策定した第 2 次志摩市食育推進計画の推進を図ります。 志摩市の特産物や伝統的な料理の継承、特色ある料理などの食文化の普及に努めます。 健康教育などの実施により、望ましい食習慣や食生活の普及・啓発に努めます。	
①-6 離島地域の健康づくり 離島地域においては、健康相談などの実施により、市民（島民）の健康保持増進に努めます。	
②こころの健康づくりの推進	
②-1 こころの健康づくりの推進 保健所などの関係機関と連携して、相談窓口の設置やこころの健康に関する情報の周知・啓発に努めます。	健康推進課
②-2 自殺予防対策の推進 地域との連携のための人材養成や健康教育などを行い、地域全体で見守ることにより、自殺にいたることのない安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。	
③母子保健の推進	
③-1 母子保健計画の推進 母子保健法に基づき策定した志摩市母子保健計画の推進を図ります。 思春期保健ネットワークを通じ、思春期におけるさまざまな健康課題について関係機関と連携しながら、周知・啓発に努めます。	
③-2 健やか親子 21 の推進 生 総合的な少子化対策の一環として、不妊治療などにかかる費用の一部を助成します。また、妊婦が健やかな妊娠期間を過ごすことができ、安心して出産を迎えるよう、妊婦健康診査や相談事業を推進します。 赤ちゃん訪問（生後 4 か月末満）や乳幼児健康相談、幼児健康診査の内容充実を図り、障がいや疾病の早期発見を含め、子どもの健全育成を支援していきます。また、保護者の育児不安の軽減に努め、育児力の向上を図ります。 予防接種法に基づく定期の予防接種を推進し、子どもの健やかな成長のため、感染症の予防に努めます。	
③-3 健やかな子どもの成長を促す体制づくりの推進 生 子育ての不安を軽減するため、関係機関と連携しながら、地域活力の向上を図ります。 子育て中の親が情報を共有しながら育児知識を得るとともに保護者同士つながりを深めていける機会の提供や、地域で活躍できる人材を育てるための講習会などを開催し、地域でのネットワークづくりを推進します。	

政策 4-1 健康づくりの推進

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	1歳6か月児健診受診率	%	26	96.1	97	98	健康推進課
2	3歳児健診受診率	%	26	95.5	97	98	
3	赤ちゃん訪問（全戸訪問）率	%	26	93.4	95	98	



4-2 医療体制の充実

施策 1 地域医療・救急医療体制の充実

基本方針

安全・安心なまちづくりをめざし、医師・看護師不足の解消や適正受診の促進による地域医療を支える環境づくりをはじめ、救急医療体制や休日応急診療の充実を図ります。また、市民病院の経営健全化に努め、地域医療の持続に努めます。

現状と課題

① 地域・救急医療体制の再構築

志摩市民病院では慢性的な医師不足に加え、ここ数年、看護師不足が深刻な問題となっています。夜間診療や入院患者の受け入れなどの業務を縮小して運営せざるを得ず、地域医療・救急医療体制に支障をきたすとともに、医業収益の大幅な減少により経営状況の悪化を招いています。医師不足・看護師不足を解消し、地域医療・救急医療体制の充実を図ることが急務となっています。

② 医療機関の機能分担と連携体制の強化

医療介護総合確保推進法に基づき、各医療機関と都道府県とが連携することによって、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に行い、地域における効率的かつ効果的な医療提供体制を確保することが推進されています。今後、県が策定する地域医療ビジョンに基づき、志摩市民病院の担うべき医療機能を明確にし、他機関と連携を行いながら、地域にとって最適な医療提供体制を構築していくことが必要です。

③ 市民への周知啓発について

市民活動団体である『志摩地域医療を考える会』との協働により、地域医療を守るまちづくりを推進していますが、今後はさらに地域医療の現状と適正受診についての周知・啓発活動を具体的に推進していく必要があります。

④ 休日・夜間などの一次救急（*）体制づくり

現在、休日・夜間などにおける一次救急のために、三重県志摩庁舎の2階を借用して医師会などの医師や薬剤師会の薬剤師が当番制で休日夜間応急診療所に対応しており、今後も引き続き、一次救急体制を維持しながら、体制の充実を図ることが求められています。

施策展開上の重点化の視点

- 医療機関の機能分担と連携体制の強化を図るとともに、市民病院については医師・看護師体制の充実強化や経営健全化を図ります。

政策 4-2 医療体制の充実

今後の取り組みの内容

①地域医療・救急医療体制の充実	主な担当課
①-1 医師・看護師不足の解消 生 防 関係大学や関連病院と緊密な関係を保ち、寄附講座の開設や医師の派遣要請など、医師確保に努めます。また、医療関係大学から積極的に研修生の受入れを行い、将来の就職先のひとつとして認識が深まるよう働きかけていきます。さらに看護師の随時採用を行い、看護師確保に努めています。 医師・看護師をめざす学生に対して、地域枠入試の活用を推進します。	
①-2 地域医療を支えるまちづくり 生 防 志摩地域医療を考える会と協働し、地域医療の現状についての情報発信や症状に応じた適正受診の推進など、地域医療を支えるまちづくりを展開します。 現状の医療制度の下、かかりつけ医やかかりつけ薬局の定着・普及を図ります。	
①-3 医療機関の機能分担と連携強化 生 防 三重県が策定する地域医療ビジョンに基づき、県立志摩病院等関連病院や開業医との連携・情報交換を活発に行い、医療機関の機能分担の再構築の調整と連携の強化に努めます。	健康推進課 病院事業部
①-4 救急医療体制の強化 生 防 医師会や県立志摩病院などの関係機関との連携により、一次および二次救急(*) 医療体制の強化を図ります。	
①-5 休日夜間応急診療所の充実 生 医師会・薬剤師会などの関係機関や近隣市町との連携をとりながら、休日・夜間などの一次救急体制の充実を図ります。	
①-6 市民病院の経営健全化 医療サービスの向上と医業収益の増加を図り、経費の節減に努めます。	

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	医師数	人	27	4	6	6	病院事業部
2	看護師数	人	27	28	46	46	



4-3 福祉の充実

施策 1 地域福祉の充実

基本方針

誰もが健やかで助け合うまちづくりをめざし、第2次志摩市地域福祉計画に基づいた地域福祉行政を展開します。また、市民の自発的な活動やボランティア、NPO法人などの活動を支援し、市民の一人ひとりが地域社会の担い手となれるよう、小地域ネットワークづくりを推進し、地域で支え合い、助け合い、人として尊重されるまちづくりを推進します。

現状と課題

① 小地域ネットワークづくり

第1次志摩市地域福祉計画から推進している小地域ネットワークづくりについては、歴史や文化などといった地域の特性の違いから、地域によっての進捗状況に差が見られる状況です。今後は、社会福祉協議会などと連携し、地域の特性を十分に把握したうえで、積極的な地域への働きかけを継続しながら、その特性に合わせた地域づくりの支援に努めることが必要です。

② 地域包括ケアシステム（*）構築の推進

市内の高齢化率は35.93%に達し、少子化や若者の転出などもあって高齢者のみの世帯が増加しています。このような中、行政の施策や社会保険制度などの「公助」「共助」とともに、ボランティアや住民組織の活動による地域での支え合いである「互助」を作り上げていく地域包括ケアシステムの構築が重要となっており、そのために、地域の関係機関や関係団体との意識の共有・協働が必要となっています。

施策展開上の重点化の視点

- ・ 地域の支え合い、助け合いの実現のための地域ネットワークづくりの推進し、市民による自主的な活動やボランティアなどの活動を支援し、地域で支え合うしくみづくりを推進します。

政策 4-3 福祉の充実

今後の取り組みの内容

① 地域福祉の充実	主な担当課
①-1 地域福祉の充実 生 第 2 次志摩市地域福祉計画に基づき、地域福祉の充実を図ります。	
② 地域福祉体制の整備	
②-1 地域福祉推進活動団体・ボランティアなどの育成・支援 生 小地域ネットワークづくりを重点に社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、地域福祉活動団体、ボランティアなどと連携し、地域を支える体制づくりを推進します。 世代を超えた交流や地域とのつながりを持ちながら、楽しく介護ボランティア活動に参加できる仕組みを検討します。	介護・総合相談支援課 地域福祉課
②-2 生活拠点づくりの推進 生 小地域ネットワークづくりを推進し、特に高齢化が進行する地域などに地域支援員を積極的に介入させる施策を検討し、地域の暮らしやすさと活性化につなげていきます。	
②-3 地域福祉センターの活用 地域福祉活動の拠点として地域福祉課題を把握し、各地域の実情にあった地域福祉サービスなどを実施することにより、市民の福祉の増進や担い手としての福祉意識の高揚を図ります。	
②-4 民生委員児童委員の資質向上 高齢化などにより多様化する地域課題に対応するため、民生委員児童委員協議会での自主的な研修会や地域福祉活動などを推進するための支援を行い、民生委員の地域活動の活性化と資質向上を図ります。	
②-5 災害時における要援護者への対応 防 避難行動要支援者名簿の作成を促進するとともに、要援護者台帳の整備と併せ、個別避難計画の作成に努めます。	

③福祉のまちづくりの推進						主な担当課
③-1 権利擁護の推進						
権利擁護や成年後見制度のさらなる周知を行い、行政サービスを適正に享受できるようにします。また、地域での支え合いの実現を目指し、地域の力や資源（人材、団体、場所、イベントなど）を把握するため、地域ケア会議を開催していきます。						
③-2 福祉のこころの醸成						
市民に地域の担い手であるという福祉意識が浸透するよう、あらゆる機会をとらえて啓発などを行い、福祉のこころの醸成を図ります。						
③-3 地域ケア会議の開催						
市民や地域の各種団体、関係機関が参加する地域ケア会議を開催し、地域の現状や課題を把握し、その解決に向けて必要な地域の力や資源（人材・団体・場所・イベントなど）の育成・発掘に努めます。						介護・総合相談支援課
③-4 行政の横断的な取り組みの実施						地域福祉課
市担当部署の垣根を越えた連携を強化し、協働で地域福祉の充実・地域包括ケア構築に取り組んでいきます。						
③-5 地域の横断的な取り組みの充実						
誰もが健やかで助け合うまちの実現に向けて、市民や各種団体が連携し協働できるような仕組みを構築し、地域の活動を支援していきます。						
③-6 高齢者や障がい者の移動手段の充実 生						
通院や買い物などの高齢者や障がい者が負担なく移動できる手段について検討します。						
③-7 三世代同居の推進 生						
三世代同居を推進し、育児や家事などのさまざまな面で助け合える家族を増やすことで暮らしの「安心感」や「暮らしやすさ」を向上させ、子どもを産み育てやすい環境を醸成します。また、同時に高齢者にとっても安心して暮らせる環境づくりにつなげます。						

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	民生委員児童委員の研修参加者数	人／年	26	336	400	500	地域福祉課
2	地域ケア会議の開催	回／年	26	21	50	50	介護・総合相談支援課
3	地域包括ケア推進協議会の開催	回／年	26	0	2	2	



施策 2 高齢者福祉の充実

基本方針

誰もが健やかで助け合うまちづくりをめざし、志摩市第6期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に基づいた高齢者福祉行政を推進します。また、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で元気に暮らせるよう、介護、医療、生活支援などを包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築をめざします。

現状と課題

① 要支援・要介護認定者数の増加

志摩市では人口減少や高齢化の進行に歯止めがかからない状況です。特に、75歳以上の後期高齢者数や75歳以上人口が総人口に占める割合が増加し続けており、それに伴って要支援・要介護認定者数も増加しています。今後は地域の元気な高齢者や地域ボランティアによる支援が必要になってきます。

② 介護保険、高齢者福祉の計画推進

「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」に関わるサービスを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の構築や費用負担の公平化を柱とした医療介護総合確保推進法の成立を受けて、志摩市では、志摩市第6期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を策定しました。団塊の世代が75歳を迎える2025年を見据えて、介護保険事業と高齢者福祉を計画的に推進し、地域の中で支え合い、安心して暮らせるような地域包括ケアシステムの実現が急務となっています。

③ 関係機関との連携による生活支援・介護予防対策の推進

高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合などの多様な事業主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築が求められています。

④ 認知症対策の推進

認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができる社会を実現すべく、地域支援事業において医療と介護の連携の下で認知症初期集中支援チームなどを設置し、推進していかなければなりません。また、認知症高齢者の増加に対応するため、地域で認知症に対する理解を深めるための研修会や市民の認知症に対する正しい理解を促進する必要があります。

⑤ 高齢者福祉の仕組みづくり

元気な高齢者に溢れ、活力のあるまちづくりを推進するために、地域の元気な高齢者や地域のボランティアによる支援、さらには市民一人ひとりによる支援ができるしくみを構築する必要があります。

施策展開上の重点化の視点

- ・住み慣れた地域で安心して暮らせるよう医療と介護の分野が連携とともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域資源・人材を有効に活用し、地域生活を支える体制を強化します。

今後の取り組みの内容

①高齢者福祉の充実						主な担当課
①-1 介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の推進						
志摩市第6期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に基づき、高齢者福祉の充実を図ります。また、計画の推進にあたり、年度ごとに介護保険事業と高齢者福祉事業との連携状況や実施状況、成果を点検・評価を行います。						
①-2 介護予防・生活支援サービスの充実						
高齢者の状況やサービス利用意向を把握し、利用者にとって必要なサービスの推進を図ります。						
介護サービス事業者との連携を密にし、介護保険制度に関する情報の提供や適切な指導を行い、事業者の質の向上を支援します。						
支援が必要な高齢者を元気な高齢者が支える仕組みを構築します。						
②生きがい対策の推進						
②-1 生きがい対策の推進						介護・総合相談支援課
高齢者が安全・安心・生きがいを感じながら、いきいきと日常生活を送ることができるよう、地域や各種関係団体と協力し、地域包括ケアシステムを構築します。						地域福祉課
老人クラブ・シルバー人材センターの自主的な活動を支援し、高齢者の生きがいづくり、生活の充実、社会参加の推進を図ります。						
③在宅福祉サービスの推進						
③-1 ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯対策						
増加傾向にあるひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の実態把握に努め、対策を検討し、必要なサービス提供に努めます。また、実態把握や対策の推進などにあたっては、民生委員や社会福祉協議会などの連携強化に努めます。						
③-2 認知症施策の推進						
認知症地域支援推進員を配置し、地域の医療機関や介護サービス事業所、NPOなどの各種団体と連携し、地域の認知症高齢者の生活を支えていく仕組みづくりを構築していきます。						

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	65歳以上の要介護・要支援認定率※1	%	26	17.8	17.5	17.5	
2	サービス提供事業所数	件	26	139	142	145	
3	介護予防リーダー・生活支援ボランティア活動者数	人	26	146	260	400	
4	生活支援コーディネーターの配置	人	26	0	4	7	
5	認知症サポーターの養成※2	人	26	2,943	4,219	5,406	

※1 第1号要介護・要支援認定者数／65歳以上人口

※2 65歳以上人口推計×認知症有病率推定値15%×サポート率



施策 3 障がい者（児）福祉の充実

基本方針

地域の中で一人ひとりが自立できるようになるためには、市民同士のふれあいや学び合いを通じて、地域のさりげない見守りや近所に相談相手がいる「つながり」が必要となってきます。人とつながることで、生活を送るうえでの安心感が生まれ、地域で支え合うことで、誰もが地域社会の一員として「自立」した生活を送ることができます。一人ひとりがつながる関係が、いつも地域にあり、互いに支え合い、助け合うまちづくりに努めます。

現状と課題

① 障がい者支援の体制づくり

障害者基本法、障害者総合支援法の改正、障害者虐待防止法、障害者差別解消法の制定など、法制度の変更が頻繁であり、その変化に対応できる体制づくりが求められています。今後は、障がい者の多様なニーズに対応できるよう、多様なサービスを提供できる体制づくりや提供事業所の整備についても、市内や市外（圏域）との連携体制を含め、検討していく必要があります。

② 地域で支える体制づくり

地域で自立した生活を送れるよう、地域の人々の「つながり」によって支え合う体制づくりが求められており、そのためには障がいなどの理解に関する周知・啓発を実施する必要があります。さらに地域で主体的に福祉活動に参加し、相互に助け合うための活動支援やボランティア活動などの促進に努めます。

③ 発達障がい児への支援

関係機関が協働して、発達障がい児への総合的で途切れのない支援に取り組んでいます。今後は専門性の高い相談支援の実施と子どもに関わる専門職のスキルのさらなる向上が望まれます。

施策展開上の重点化の視点

- ・ 地域の支え合い・助け合いの実現のため、市民理解の醸成や事業所、事業所間の連携強化に努めます。
- ・ 発達障がい児が在籍する機関への支援に努めます。

今後の取り組みの内容

						主な担当課
① 障害者総合支援法への対応						
①-1 障害者総合支援法への対応						
志摩市障がい者計画及び第4期志摩市障がい福祉計画に基づき、障がい者福祉の充実を図ります。						
①-2 生活の質の向上						
多様なニーズに対応できるよう、必要なサービス提供体制の整備に努めます。						
障がいのある子どもに対する福祉と教育の充実を目指し、必要な事業所を確保します。						
② 自立と社会参加の促進						
②-1 自立と社会参加の促進						
住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、グループホームなど、生活の場の確保に努めます。						
社会参加・交流活動を促進するため、手話奉仕員養成講座の開設や移動支援事業、コミュニケーション事業などの充実に努めます。						
②-2 社会的自立の促進						
就労支援対策として、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所などの整備に努めるとともに、ハローワーク、民間企業などと連携し、障がい者雇用を促進します。						介護・総合相談支援課
志摩市の特性を生かし、水産業との連携を推進した就労支援の拡充に努めます。						地域福祉課
③ 地域共生生活の実現						
③-1 障がい者（児）への総合的な支援体制の整備						
基幹相談支援センターを充実させ、総合相談体制の整備に努めます。						
地域での生活が継続できるよう、重度の障がい者へどのような支援ができるのか検討します。						
③-2 発達障がい児支援体制の充実						
関係機関が連携した発達障がい児支援体制の充実に努めます。						
③-3 地域共生生活の実現						
障害者差別解消法の施行にともない、障がい、障がい者理解を深めるための啓発活動を実施します。						

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	市内グループホーム利用定員	人	26	14	20	25	
2	手話奉仕員登録者数	人	26	0	15	30	地域福祉課
3	発達障がい児支援のための在籍機関支援件数	件／年	26	460	460	460	介護・総合相談支援課

施策 4 社会保障の充実

基本方針

誰もが健やかに安心して生活を送ることができるよう、国民健康保険や後期高齢者医療制度の安定的な運営と充実を図り、公的医療保険の画一性を補完するための福祉医療費助成制度を実施するとともに、生活習慣病予防の観点から特定健康診査・特定保健指導を適切に実施します。また、国民年金については、制度の正しい理解を得るために周知啓発に努めます。さらに、生活保護については、生活保護法による適正な実施はもとより、自立支援の観点から関係機関との連携を充実させ、組織的な事業実施に努めます。

現状と課題

① 生活習慣病対策

ライフスタイルの多様化とともに栄養バランスの偏った食生活や運動不足に起因する生活習慣病有病者が増加しており、医療保険財政を圧迫する要因となっています。それに対応して、国は医療費の抑制を図るため、生活習慣病の予防を重視する制度改正を行ってきており、志摩市においてもデータヘルス計画を策定し、健康・医療情報を活用して効果的かつ効率的な保健事業の実施を図る必要があります。

② 国民年金制度の適正な運営

国民年金制度は、老後ばかりでなく病気やケガで障がいが残ったときや家計を支える人に先立たれたときなどの生活を支える柱として重要な役割を果たしています。国民年金制度の正しい理解を得るために各種制度のよりわかりやすい周知啓発を図る必要があります。

③ 戦没者等の遺族に対する援護

平成27年度の特別弔慰金支給法の改正により戦後70周年にあたり戦没者等の遺族に対する特別弔慰金が支給されています。引き続き、戦没者遺族や戦傷病者、旧軍人などの援護については、国家補償の精神に基づき、特別給付金などの適正受給や対象者の高齢化などを考慮したきめ細やかな支援が必要です。

施策展開上の重点化の視点

- 平成30年度の国民健康保険制度の広域化に向けて県と市町で協議を進めています。
- 社会福祉協議会に委託している生活困窮者自立相談支援事業「志摩市くらしサポートセンターふんぱり！」を活用し、生活困窮者が生活保護に陥らないための支援を実施します。また、支援調整会議などを定期的に開催し、府内や関係機関などとの連携強化に努め、困窮者の自立支援につなげていきます。
- 特別弔慰金の給付事務において、広報や通知など対象者の把握と周知を図るとともに支所などの窓口を広げ、対象者が高齢化する中でのきめ細やかな対応に努めます。

今後の取り組みの内容

①社会保障制度の適正な運営	主な担当課
①-1 国民健康保険などの安定的な運営と充実 国民皆保険制度の下、国民健康保険等医療制度の安定的な運営と充実を図るとともに、制度を補完する福祉医療費助成制度を実施します。また、平成30年度の国民健康保険広域化に向けて、県と市町で協議を行います。	保険年金課
①-2 特定健康診査・特定保健指導の実施 医師会との連携による特定健康診査と要指導対象者に対する特定保健指導や受診勧奨のための周知・啓発を実施するとともに、保健事業を通じて、健康を意識した生活の維持増進と健康寿命の延伸を図ります。	地域福祉課
①-3 国民年金制度の周知・啓発 広報紙による国民年金制度の周知・啓発を行うとともに、日本年金機構と連携をとりながら、年金相談を実施します。	生活支援課
①-4 生活保護法の適正な実施 生活保護法の適正な実施はもとより、自立支援の観点から関係機関との連携を充実させ、組織的な事業の実施に努めます。	
①-5 戦没者等の遺族に対する援護 戦没者等の遺族に対して、対象者の高齢化などを考慮したきめ細やかな支援をこころがけ、各種給付金などの事務を行います。	

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	特定健康診査の実施率※1	%	26	32.2	60.0 (29年度)	-	保険年金課
2	国民健康保険税の徴収率（現年度分）※2	%	26	92.2	-	-	
3	後期高齢者保険料の徴収率（現年度分）	%	26	99.44	99.5	99.5	

※1. 今後の策定計画によるため、平成29年度の目標値を参考記載

※2. 平成30年度の国保広域化後に検討、協議します



戦没者追悼式

4-4 子育て支援の充実

施策1 子育て支援の充実

基本方針

少子化の進行や核家族、共働き家庭の増加などの社会状況の変化に対応し、子育ち・子育てがしやすいまちをつくるため、児童虐待への対応や相談支援の充実、保育サービスの充実などを図ります。また、多様な家庭が安心して子育てができるよう、ひとり親家庭への支援や児童福祉施設などの施設を整備し、子育て関連施設の活性化を図ります。

現状と課題

① 子育て支援の充実

子ども・子育て支援新制度(*)が始まる中、多様化する保育ニーズに柔軟に対応するため、地域の特性に配慮しながら民間事業所への働きかけを検討し、引き続き待機児童がないまちづくりに努めていく必要があります。

② ひとり親家庭などへの自立支援

志摩市では、ひとり親世帯が増加傾向にあり、ひとり親家庭が不安なく、自立した生活を送ることができるよう、就労の援助や家庭生活、養育の支援対策が必要となっています。また、寡婦世帯についても就労や経済的支援の充実が必要となっており、ひとり親家庭など、自立支援が必要な家庭に対しては、育児・家事などの家庭機能を援護し、安定した生活を維持できるよう、関係機関が連携して相談・自立支援体制の充実を図ることが必要です。

③ 子どもを取り巻く環境の変化

子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭での養育力の低下や子育てに関するニーズの多様化などのさまざまな状況が見られます。このような状況の中、保護者などからの子どもに関する多様な相談に的確に対応できるよう家庭児童相談室機能の強化が必要となっています。

④ 子ども虐待、DVへの適切な対応

子ども虐待やDVは、社会全体での取り組みが必要な重要課題であり、志摩市でも、子ども虐待への対応力を高めるため、児童福祉法に規定された要保護児童対策地域協議会である「志摩市子ども家庭支援ネットワーク」による取り組みのさらなる強化が求められています。また、DV相談窓口の周知を行うとともに、DV被害者などへの的確な保護と支援が必要となっています。

施策展開上の重点化の視点

- 預かり保育における幼保園内の幼稚園と単独施設の幼稚園との間に生じた格差の是正についての検討を行いながら、児童館の放課後児童クラブへの移行を進めています。
- 家庭相談員・児童福祉司資格者・心理職による的確な調査・アセスメントに努め、家庭児童相談室の機能強化を図ります。また、志摩市子ども家庭支援ネットワークを構成する関係機関それぞれの取り組みの充実に努めるとともに、要保護児童対策調整機関の力量向上に努めます。
- 母子家庭や父子家庭の親が自立するための就職に有利な資格を取得しやすくするための支援を行っていくとともに、DV相談窓口の周知や女性相談員の人材確保と資質向上に努めます。

今後の取り組みの内容

①子育て支援の充実	主な担当課
①-1 すべての家庭に対する子育て支援 市内のどこにおいても、同じ子育て支援サービスを受けることができる環境をつくり、保護者が就労と育児とを両立できるように支援します。	
①-2 保育サービスの充実 子ども・子育て支援制度の中で、地域の保育ニーズに応じた子育て支援の充実を図ります。	
①-3 地域の見守り体制の充実 「子どもを預けたい人」と「子どもを預かりたい人」が会員登録し、相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の周知に努め、子育て支援に関する交流場所や活動場所の確保・充実に努めます。	
②ひとり親支援の充実	
②-1 ひとり親家庭などの自立支援 生 養育支援訪問事業により支援育児・家事などの家庭機能を援護し、安定した生活を維持できるよう、関係機関が連携して相談・自立支援体制の充実を図ります。	
高等職業訓練促進給付金等事業などを実施し、母子家庭や父子家庭の自立の促進を図ります。	
③多子世帯支援の充実	こども家庭課
③-1 多子世帯支援の充実 生 多子世帯の育児負担を軽減するための施策について検討します。	
④児童福祉施設などの整備	
④-1 児童福祉施設の整備 放課後児童クラブなどの全小学校区への設置に向けた検討を行い、整備することを目指します。	
⑤相談支援体制の拡充	
⑤-1 家庭児童相談室の機能強化 家庭相談員・児童福祉司資格者・心理職などによる家庭児童相談室の機能強化に努めます。	
⑤-2 ひとり親家庭相談支援体制の充実 母子・父子自立支援員などによる相談支援体制の充実に努めます。	
⑤-3 子ども虐待などへの適切な対応 志摩市子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化に努めます。	
⑤-4 DV 被害者等保護支援体制の充実 女性相談員などによるDV被害者等保護支援体制の充実に努めます。	

政策4-4 子育て支援の充実

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値(直近)		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	家庭児童相談室相談受付件数 (子ども人口1,000人あたり)※1	件／年	26	27	33	40	こども家庭課
2	子ども家庭支援ネットワークでの個別ケース検討件数(子ども人口1,000人あたり)※2	件／年	26	8	9	9	
3	DV相談対応人数	件／年	26	17	19	21	
4	ひとり親100人あたりの母子・父子自立支援員相談支援人数※3	人／年	26	7	7	8	
5	児童館・放課後児童クラブ・子育て支援センターの運営個所数	箇所(累計)	26	9	10	10	
6	延長保育の利用人数(延べ人数)	人／年	26	1,987	2,000	2,100	
7	0歳児保育の実施個所数	箇所(累計)	26	8	9	9	
8	ファミリー・サポート・センター事業活動件数(延べ人数)	人／年	26	519	700	700	
9	高等職業訓練促進給付金の支給件数	件／年	26	6	7	7	
10	児童福祉施設(幼保一体化施設や放課後児童クラブなど)の整備事業の実施件数	件(累計)	26	3	5	5	

※1. 相談受付件数 ÷ 18歳未満人口 × 1,000

※2. 個別ケース検討会議件数 ÷ 18歳未満人口 × 1,000

※3. 母子・父子自立支援員相談支援人数 ÷ 児童扶養手当受給資格認定者数 × 100



4-5 人権の尊重

施策 1 人権施策の推進

基本方針

人権に対する市民の意識をよりいっそう高めるため、市内の人権啓発推進ネットワークの拡充を図るとともに、人権啓発を推進する体制を整備し、人権啓発の充実を図り、あらゆる差別をなくすことをめざします。

現状と課題

① 人権施策の推進

人権啓発推進ネットワーク協議会の活動や庁内各部署に人権啓発推進リーダーを配置するなど、志摩市人権施策基本方針に基づいた取り組みを進めています。しかし、今日では、ヘイトスピーチ(*) やインターネットなどといった新たな差別が発生している状況にあり、引き続き、市民への啓発活動を進めていくことが必要です。

施策展開上の重点化の視点

- ・総合的な人権啓発の推進に向け、現存する部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすためのさらなる組織の拡充や啓発内容の充実に努めます。また、人権問題に対して全庁的に取り組めるような研修や啓発を推進します。

政策4-5 人権の尊重

今後の取り組みの内容

①人権施策の推進	主な担当課
①-1 人権施策の推進 志摩市人権施策基本方針の改訂を行い、その基本方針で示された人権課題についての取り組みを進めます。	
①-2 人権啓発の推進 あらゆる人権問題に関する市民の理解と人権のバランス感覚を醸成するため、ニーズに合った多様な啓発事業を実施します。	
①-3 人権啓発推進ネットワークの充実 市内企業・関係機関・団体などが相互に連携し、市全域にネットワークの拡充を図るために、協議会への加入促進に努め、幅広い啓発活動を行います。	人権市民 協働課
①-4 人権啓発推進リーダーの育成 人権啓発推進リーダーの定期的な研修を実施するとともに、市役所各部署においてリーダーを中心とした職場内研修の充実強化を図ります。	
①-5 意識調査（実態調査）の実施 個人情報に留意しながら、あらゆる人権問題に関する市民の意識（生活実態）が把握できるよう、調査を実施します。	

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	人権啓発推進ネットワーク団体数	団体 (累計)	27	67	70	75	人権市民 協働課
2	人権啓発推進リーダー研修会実施回数	回／年	27	2	3	4	

施策2 人権教育の推進

基本方針

一人ひとりが自分の大切さとともに他人の大切さを認めながら行動できるよう、人権尊重の理念の理解に向けた取り組みを推進します。

現状と課題

① 子どもたちの「困難」の顕在化

生活保護受給家庭や一人親家庭の増加など保護者の経済的・精神的な負担の増大が子どもたちの将来を左右し、「格差」の固定化に歯止めがかからなくなる恐れがあり、子どもたちの自尊感情の低さや学習意欲の低下、家庭での学習習慣の未定着などの形として表れてきています。このような、貧困世帯に育つ子どもたちの「困難」が顕在化しており、志摩市内の学校（園・所）でも重要な課題として対応や検証が進められています。背景にある、非正規雇用の増大など、大人の貧困が子どもたちに与える影響は看過できず、学校教育現場だけでの対応には限界があります。しかし、教職員の公平な社会認識を培い、貧困を引き継がせないよう、学力保障や自尊感情を培うことを勧めるなど、現場でできる取り組みを進めています。

施策展開上の重点化の視点

- 自分や家族や友だちとの出会い直しの授業、一人ひとりの生活課題を中心に据えた授業を推進し、ともに考え方解决问题とする行動力の育成を目指します。
- 子どもたちがお互いの思いを受け止め合い、自分たちで解決していく仲間を育むことができるよう、保護者や地域住民との連携を推進します。また、子どもたちの生活や学習の具体的な姿を通じて、子どもたちの中にある生活課題や人権に関わる問題を解決していきます。

政策 4-5 人権の尊重

今後の取り組みの内容

①人権教育の推進	主な担当課
①-1 学校における人権教育の推進 志摩市人権基本方針に基づき、すべての学校（園）において、人権感覚あふれる学校づくりに取り組みます。	
①-2 教育集会所における人権教育の実施 子ども・保護者・教職員・地域の人々がともに考え、行動し、生きる力を生み出す子どもの育成に努めます。	学校教育課
①-3 教職員の研修機会の充実 教職員自ら人権意識を見つめ直し、確かな人権感覚を身につけ、教育実践力を高める研修に努めます。	

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	指導主事（人権教育担当）の訪問指導回数※1	回／年	27	30	40	50	
2	子ども支援ネットワーク推進教員数※2	人	27	7	7	7	学校教育課

※1. 学校（園）へ訪問指導する指導主事一人当たりの回数

※2. 中学校区単位で各一名

4-6 男女共同参画社会の実現

施策 1 「ひと」を尊重する男女共同参画社会の実現

基本方針

一人ひとりが性別にかかわりなく、自立した個人としてその能力と個性を十分に発揮することができる社会や個人の多様な生き方が認められ、男女対等な立場であらゆる領域に共に参画し、責任を分かち合える社会をめざします。

現状と課題

① 市民の意識改革

市民一人ひとりが性別に関係なくあらゆる分野において参画し、能力を発揮できる男女共同参画社会の構築が求められています。社会のさまざまな制度・慣行の中には固定的な性別役割分担意識が今なお根強く残っており、今後は引き続き、市民一人ひとりの意識が変わるように、志摩市男女共同参画推進プランに基づき、広く啓発および教育を行うとともに、さまざまな機関や団体などとの連携が求められています。

② 雇用の場における男女共同参画

雇用の場における男女共同参画の推進や府内における審議会・委員会などの女性登用率の増加を図り、施策・方針の意思決定過程での男女共同参画の推進が必要です。特に、女性が自らの能力を生かし、高めるための職業訓練やチャレンジに対して支援を行うことが求められおり、一方の男性には家庭生活や地域活動への参画を呼びかけ、男女が協力し合う家庭・地域づくりの推進が求められています。

③ 子育て支援・家庭介護支援

共働き世帯が増加している一方、それを支援する社会的基盤は十分とはいえない状況にあり、一人ひとりが希望するワーク・ライフ・バランス（*）（仕事と生活の調和）の実現のためには、育児・介護休業制度の普及をはじめ、働きながら子育てができる労働環境の整備や子育て・介護支援についての啓発活動を推進し、それぞれの場面でいきいきと活躍できる環境づくりが求められています。

施策展開上の重点化の視点

- 映画祭や講演会の実施、広報・パンフレットの配布などによる啓発活動や固定的な性別役割分担意識にとらわれない視点に立った家庭教育の推進、家事・育児・介護などに男性が参加・参画するための能力開発教室などの教育・学習会の推進を行い、男女共同参画社会意識の醸成に取り組みます。
- 相談機能・体制の充実や女性の社会参画の推進、企業における環境整備促進などを行い、仕事と家庭・地域生活との調和が取れ、男女がともに安心して豊かに暮らせる環境の整備に取り組みます。

政策 4-6 男女共同参画社会の実現

今後の取り組みの内容

今後の取り組みの内容						主な担当課
①男女平等意識の啓発						
①-1 市民の意識改革						
志摩市人権啓発推進ネットワーク協議会と共に三重県男女共同参画連携映画祭を開催するなど、市民の意識改革に取り組みます。						
①-2 暴力・性的いやがらせなどの防止						
セクシャルハラスメント対策やDV（ドメスティックバイオレンス）対策、被害者支援など、関係部署との連携による相談体制の充実を図ります。						
市内小中学校の児童生徒を対象にデートDVなどの学習会を実施するなど、幼少期からの教育を推進します。						
②男女共同参画のまちづくり						
②-1 男女共同参画の推進						
志摩市男女共同参画推進プランに基づき、分野ごとに各施策・各事業を推進しながら、迅速に施策が実施されるよう進捗管理に努めます。						
②-2 女性団体やリーダーの育成						
地域の女性リーダーの育成や女性の就労・キャリアアップ支援のため、研修会などを開催し、学習の場を提供します。						
②-3 施策・方針決定過程への男女共同参画の拡大 防						
市の重要施策・方針を決定する際には男女共同参画の視点が反映できる体制づくりに努めます。また、特に災害対策分野については男女共同参画の視点を重視し、必要な対策・対応について検討します。						
2020年までに女性登用率30%を実現することを志摩市男女共同参画推進会議に諮り、任期満了などに伴う委員の改選時に積極的に女性の登用を行っていただくよう働きかけます。						
③女性が暮らしやすいまちづくり						
③-1 職場における男女平等の推進						
男女雇用機会均等法や労働基準法など関係法令の周知徹底に努めるとともに、志摩市男女共同参画推進プランに基づき、男女平等意識の啓発活動に努めます。						
③-2 子育て支援・家庭介護支援						
一人ひとりのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のため、育児・介護休業制度の普及や子育て・介護支援についての啓発活動を推進し、働きながら子育てができる職場環境づくりの実現をめざします。						
③-3 女性ニーズの把握						
出産適齢期の女性や特に若い女性の意見を聞く場を設け、女性の働きやすい労働環境条件や子育て環境条件などを議論することで女性ニーズの把握に努めます。						

人権市民
協働課

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	各種審議会などにおける女性の登用率※	%	27	30.0	32.5	35.0	
2	研修会などへの参加者数	人／年	27	488	500	500	
3	志摩市女性管理職の登用率	%	27	14.3	19.0	24.0	

※地方自治法第202条の3に基づく審議会等

市民・事業者との協働の方向

●健康づくりの推進に向けて

- ・社会福祉協議会や自治会、スポーツクラブなどの健康づくりに関わる地域の関係団体・機関の活動を支援し、連携を図ることで、協働による健康づくりの取り組みを推進します。

●医療体制の充実に向けて

- ・県立志摩病院や開業医、医師会などの地域医療関係機関との役割分担や連携強化とともに、自治会や患者の会などとの連携を行い、地域医療・救急医療体制の充実を図ります。

●福祉の充実に向けて

- ・市民・関係機関と連携して地域の現状や課題を分析することで、地域に必要な資源や地域のあり方について検討し、その地域特性に合わせた地域づくりの支援に努めます。
- ・志摩市福祉行政や社会福祉協議会の機能強化に努めるとともに、自治会・老人クラブ・地域福祉団体・ボランティア団体などとの協働により、地域における支え合いのしくみづくりや自主的なボランティア活動に携わる人材育成を行います。
- ・市民の自主的な活動やボランティアなどの活動を支援します。

●子育て支援の充実に向けて

- ・市民・事業者との連携を図り、交流場所や活動場所の確保・充実に努めるなど、地域ぐるみで子育てを支援するまちづくりを進めます。

●人権の尊重に向けて

- ・志摩市人権啓発推進ネットワーク協議会との連携を強化し、市民の人権意識の向上と人権に配慮した行動の育成に努めます。
- ・教育現場において、子ども・保護者・教職員・地域・行政が連携した人権教育を推進し、ともに考え、行動し、生きる力を生み出す子どもの育成に努めます。

●男女共同参画社会の実現に向けて

- ・研修会の開催などを通じて各種団体への働きかけを強化し、事業所や地域での女性リーダーの育成やキャリアアップ、就労環境の向上をめざします。

